

よりよい教育環境を実現するために
－就学援助の充実にむけて－

1. 設定理由

近年長く続いている景気の不安やそれに伴う非正規労働者の増加、所得格差の拡大・固定化等の中、経済的に困難な保護者も増加している。“子どもの貧困”が社会問題として取り上げられるようになり、子どもの教育の平等が考えられている。

学校現場において“子どもの貧困”について考えた時、私たち学校事務職員とかかわりの深い就学援助について教育条件整備をすすめていくことが必要ではないかと考えた。

山武地区は3市3町からなり、各市町における就学援助費の支給要件・支給状況はさまざまである。山武地区小中学校における就学援助と学校徴収金の現状を把握・比較することにより、山武地区の就学援助の充実につなげていけるのではないかと考え、本テーマを設定した。

2. 研究仮説

- ・山武地区の就学援助費と学校徴収金についてアンケート調査を実施することで、各市町の現状把握を行い教育条件整備につなげていけるのではないかと。
- ・アンケート調査結果を比較・分析し、現状や課題を明らかにすることで、山武支部教育予算改善プロジェクト委員会と連携し、要望につなげることができるのではないかと。

3. 研究内容

- ・就学援助費と学校徴収金についてアンケート調査を実施し、各市町の現状把握を行う。
- ・アンケート調査結果について分析及び考察を行う。

4. 結 論

山武地区における就学援助費について現状を把握し、就学援助の充実につながる要望をしていく必要がある。

山武支部教育予算改善プロジェクト委員会や教育機関と連携し、課題解決に向けたとりくみを行うことにより、子どもたちが充実したよりよい環境の中で教育を受けるための教育条件整備をすすめていくことができると考える。

山武支部
横芝光町立日吉小学校
卯月 史奈
山武市立成東中学校
古田 修平

1 はじめに

2014年1月17日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、2014年8月「子どもの貧困対策に関する大綱～全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～」が定められた。このことを踏まえ千葉県においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、2015年12月、2015年度から2019年度までの5か年を計画期間とする「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定した。この計画では、4つの支援を重点的に促進していくことになっている。その一つは教育の支援であり、就学支援の充実についてとりくみをすすめていくことになっている。

学校現場においても“子どもの貧困”について、教育条件整備をすすめていく必要があると考える。山武地区小中学校における就学援助と学校徴収金の現状の把握・共有をすることで、山武地区の就学援助の充実、教育を受ける機会の均等を図れるよう教育条件整備の運動につなげていきたい。

2 研究経過

2014年度 よりよい教育環境を実現するために

- －学校一体となった教育条件整備をめざして－
- ・学校徴収金について事務職員へのアンケートを実施・分析

2015年度 よりよい教育環境を実現するために

- －教職員一体となった教育条件整備をめざして－
- ・市町費負担職員の配置状況についてアンケートを実施・分析
- ・基準財政需要額についての学習

2016年度 よりよい教育環境を実現するために

- －教職員一体となった教育条件整備をめざして－
- ・学校の防犯対策についてのアンケートを実施・分析
- ・防犯用品の検証

2016年12月 活動計画の検討

2017年1月～2月 各市町の就学援助費・学校徴収金についてアンケート検討・実施・回収

2017年3月～ アンケートの集計・分析・レポート検討

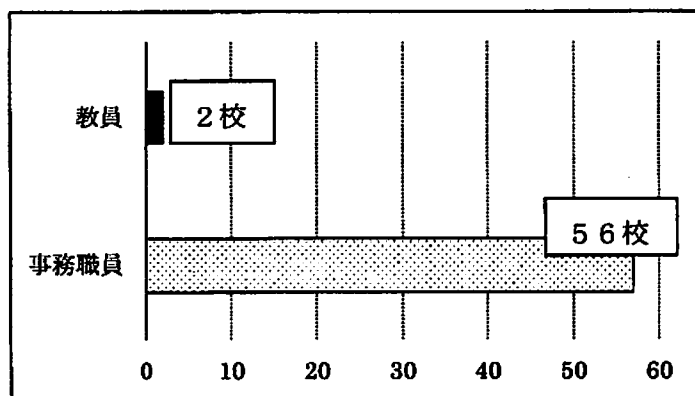
2017年8月22日 山武地区教育研究集会 提案

2017年11月3日 千葉県教育研究集会 提案

3 研究内容

2016年度に山武地区小中学校（小学校40校・中学校17校 計57校）の就学援助費・学校徴収金の現状及び課題を把握するために、アンケートを実施した。

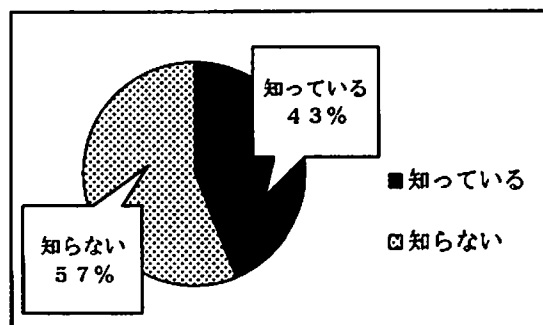
（1）就学援助事務は誰が行っていますか。（複数回答可）



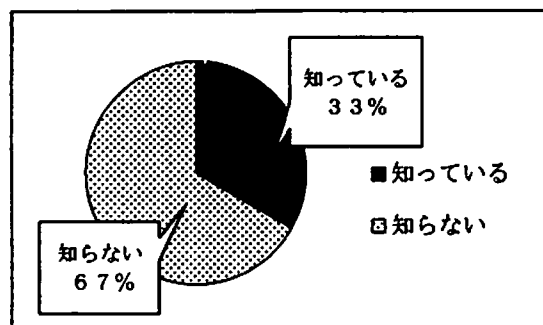
【分析及び考察】

- ・山武地区内では就学援助事務に関してほとんどの学校事務職員が行っている。
- ・少数ではあるが教員が就学援助事務を行っている学校もあった。

（2）要保護者への就学援助について、国は補助（要保護児童生徒援助費補助金）を行っています。準要保護者への国の補助金については、2005年度から廃止され、一般財源である地方交付税により措置されています。そのことを知っていますか。



（3）要保護者への要保護児童生徒援助費補助金の補助対象品目に体育実技用具費、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費も対象となっています。そのことを知っていますか。



【分析及び考察】

- ・（2）も（3）も知らないと答えた人の割合が過半数を超えていた。今後、各関係機関や学校事務職員とさらに積極的に情報交換を行い、情報共有の必要性を感じた。
- ・制度を理解し、就学援助がより充実したものになるようにとりくむことができれば、子どもたちに還元することができると思う。

(4) 前年度と比較して、就学援助に関することで変更になったことがありましたらご記入ください。(記述式)

- ・2015年度から保護者の銀行口座へ直接振込みになったため、就学援助費紛失等の危険が無くなり、事務処理は以前に比べて良くなった。集金の未払いがある家庭については申請の段階で学校口座への振込みを承認してもらっているので、学期ごとの振込み前に学校口座へ未納額を振込むこともできる。(A市)
- ・年度当初に支給される「新入学児童生徒学用品費」が中学校入学前に「入学準備金」として受給できるようになった。(A市、B市)

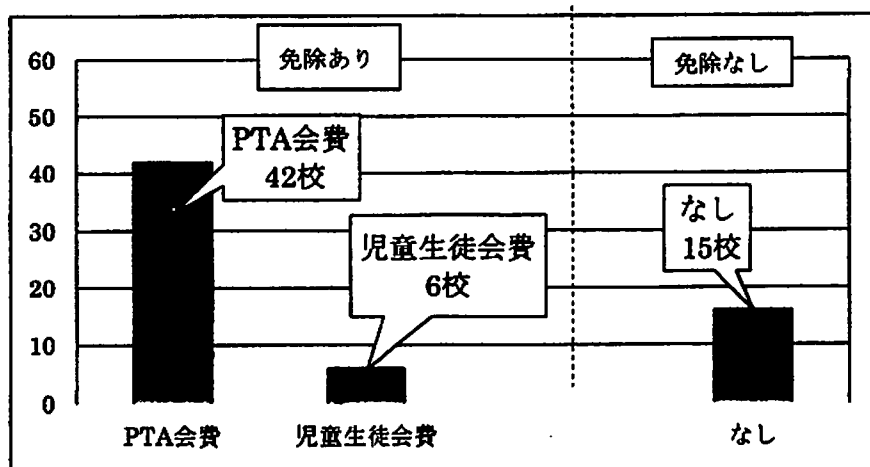
(2016年4月以降支給分が2016年3月に支給された)

- ・校外活動費・修学旅行費が増額になった。(C町)
- ・校外活動費の対象経費に「宿泊料」「見学科」が追加。(以前は交通費のみ)(B市)

【分析及び考察】

- ・今回の調査では主にA市及びB市、C町において改正がみられた。
- ・就学援助費の増額や、支給時期の改正がみられた。
- ・2017年度に要保護児童生徒援助費補助金について改正があった。今後も引き続き調査を行い、状況の把握が必要である。

(5) 学校徴収金の中で、就学援助受給者から、免除している項目はありますか。(複数回答有)

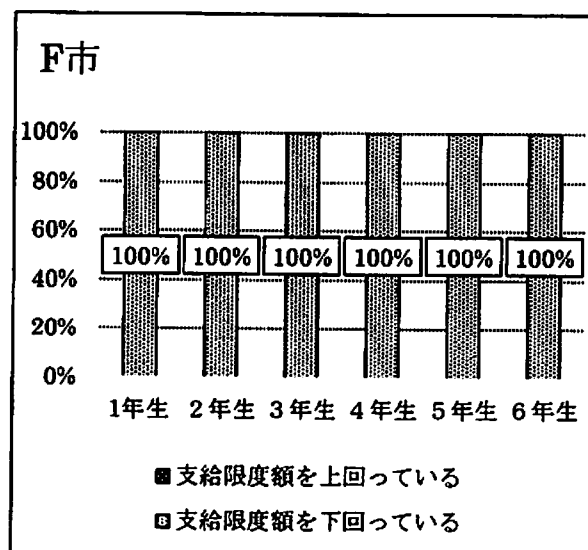
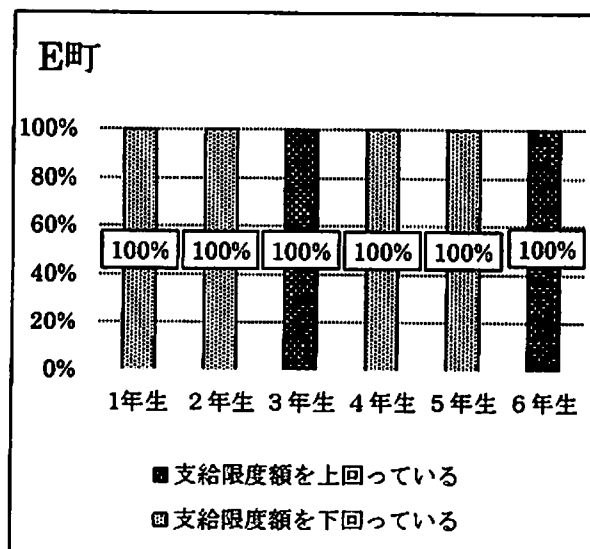
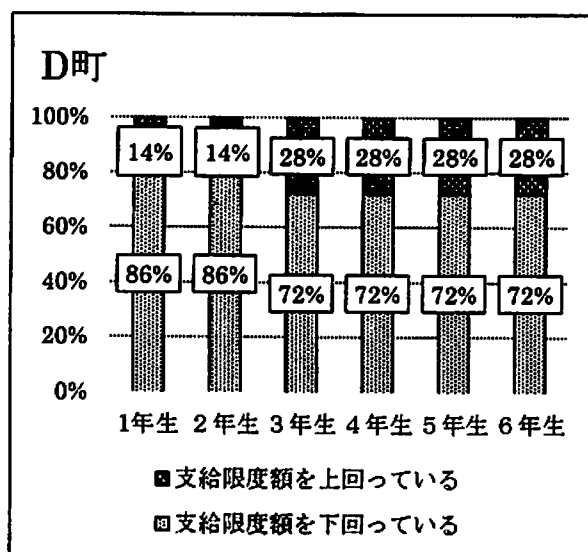
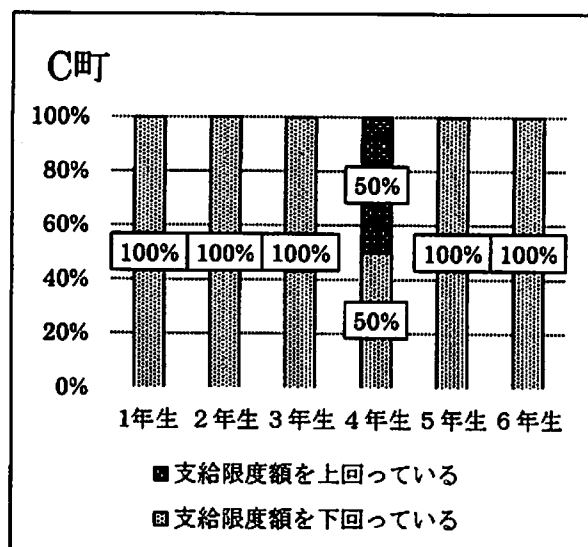
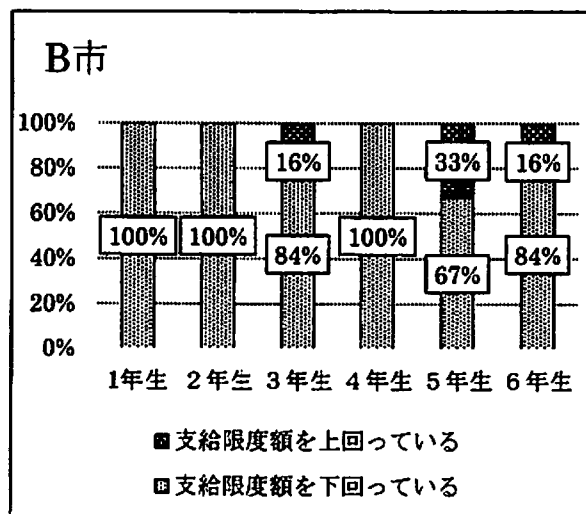
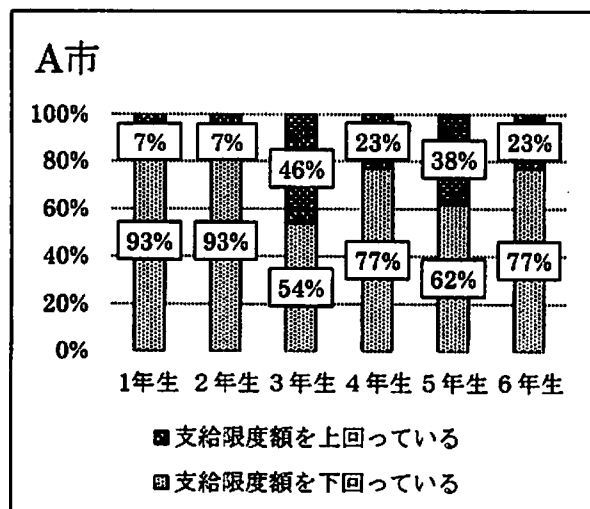


【分析及び考察】

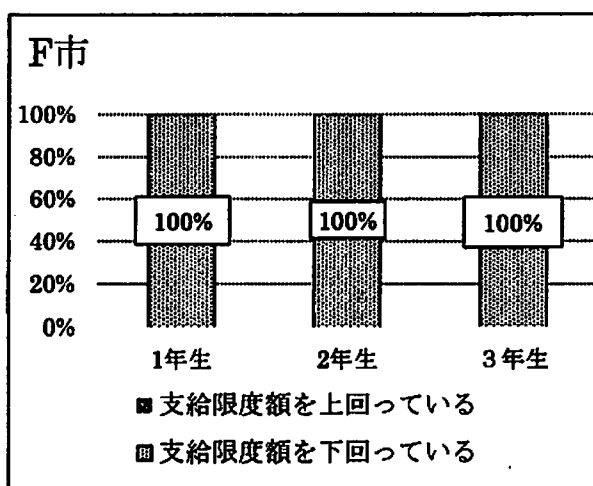
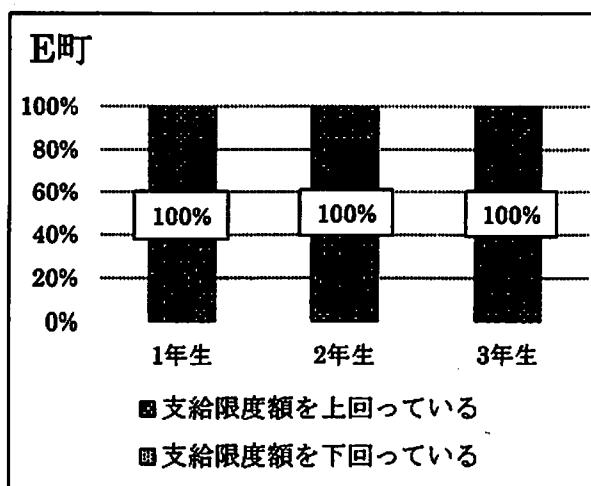
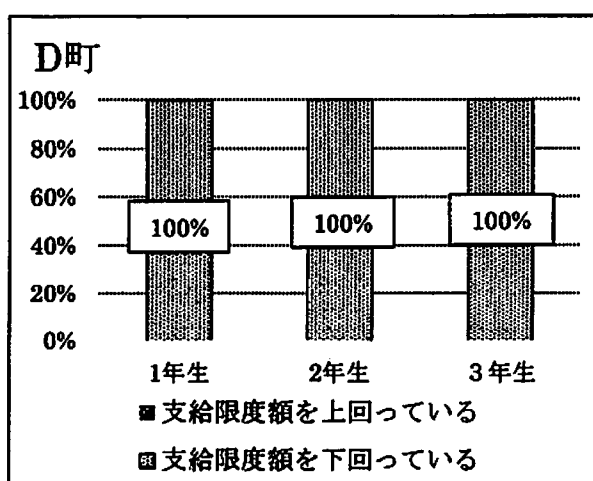
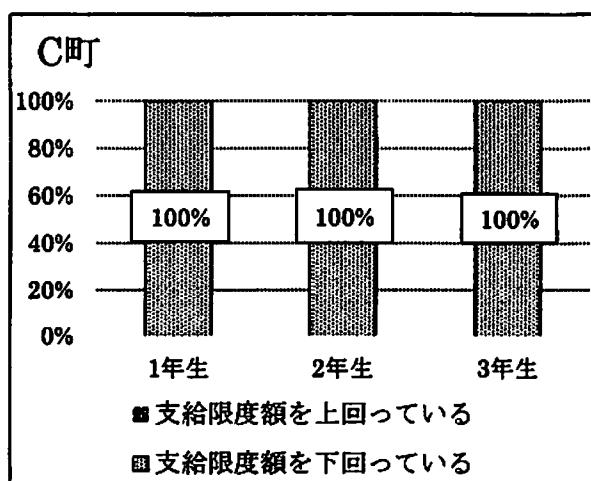
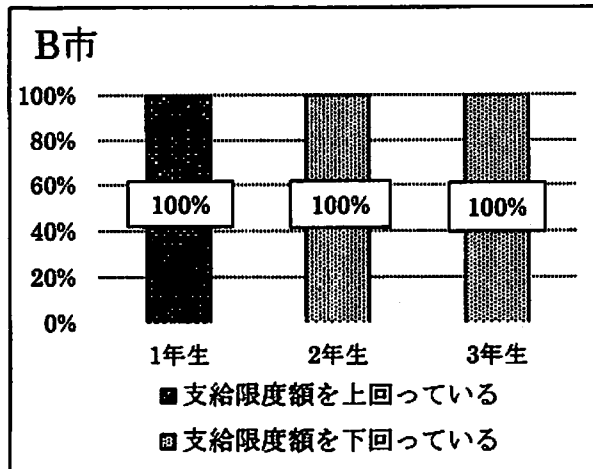
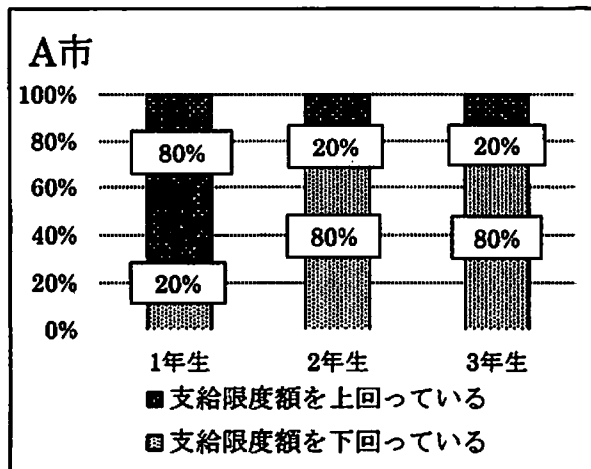
- ・山武地区内では、70%以上の学校が免除している項目があることがわかった。
- ・免除している項目があると答えたすべての学校がPTA会費を対象としている。
- ・児童生徒会費の免除を行っている学校は、PTA会費の免除も行っている。
- ・PTA会費の免除を行っていない学校は、他の保護者との公平性や個人情報保護の観点から行っていないと考えられる。

(6) 2016年度教材費合計額と学用品費支給額の比較について

【小学校】



【中学校】



【分析及び考察】

- ・ 60%以上の学校で教材購入金額が支給限度額を下回る結果であった。
- ・ 今回の調査では『学校で徴収するもの』が対象のため、保護者が個人で購入するものに関しては不明である。
- ・ 学年別割合を見ると、中学1年生の教材費が支給限度額より突出して高くなっている。これは、進学時に多くの教材を購入するため、保護者からの徴収金額が高くなっていると考えられる。

(7) 2016年度の校外学習及び修学旅行の実施額と支給額の比較について

・A市について

A市は修学旅行費及び校外学習費（泊あり・泊なし）いずれも実費が支給の対象となっている。
市内全小中学校の保護者負担は0円となった。

・B市について

B市は修学旅行費について実費が支給の対象となっており、保護者負担は0円であった。
しかし、校外学習費（泊あり・泊なし）について支給限度額が設定されており、泊あり時は小学校及び中学校で60%、泊なし時は小学校で60%、中学校で50%の学校が支給限度額を上回っていることがわかった。

・C町について

C町は修学旅行費及び校外学習費（泊あり・泊なし）いずれも支給限度額が設定されている。
そのため、C町は1校を除き支給限度額を上回っている結果となった。

・D町について

D町は修学旅行費及び校外学習費（泊あり・泊なし）いずれも実費が支給の対象となっている。
市内全小中学校の保護者負担は0円となった。

・E町について

E町は修学旅行費及び校外学習費（泊あり・泊なし）いずれも支給限度額が支給の対象となっている。修学旅行及び校外学習費（泊あり）は支給限度額を上回らなかったが、校外学習費（泊なし）は小中ともに支給限度額を上回っていることがわかった。

・F市について

F市は修学旅行費について実費が支給の対象となっており、保護者負担は0円であった。
しかし、校外学習費（泊あり・泊なし）について支給限度額が設定されており、泊あり時は小学校が20%、中学校が100%、泊なし時は小学校が30%、中学校が70%の学校で支給限度額を上回っていることがわかった。

【分析及び考察】

- ・山武地区内において、修学旅行費を実費支給している市町は3市1町、校外学習費を実費支給している市町は1市1町あった。また、修学旅行費のみ実費支給とし、校外学習費は限度額を設けている市も2市1町あった。
- ・校外学習や修学旅行の経費は、選定により保護者の負担額の軽減につながる。教員側にも理解を求め、就学援助費の支給額を把握したうえで、実施計画をたててもらうことも必要である。

(8) 就学援助や学校徴収金事務について問題点や改善点、困ったこと等がありましたら、記入してください。

- ・体操服や制服、ジャージ等買い替えもあるので、保護者負担はもっとかかっていると思う。もらえる金額を増やして欲しい。
- ・バス代は、児童数によって変わってきてしまい、小規模校だと負担が大きくなってしまう。
- ・校外学習費や修学旅行費を全額支払い（実費）にしてほしい。
- ・宿泊を伴う校外活動費の援助額は、実際の経費とかけ離れているため、実費を援助してもらいたい。
- ・就学援助費が支給される時期が遅い。（終業式や卒業式の1日前とか）
- ・就学援助担当者の研修が欲しい。異動によりその市町に新しく来ると何をしていいかわからない。
- ・できれば学校で現金は扱いたくない。しかし、個人口座に振り込みになると教材費等の滞納が予想される。
- ・学校徴収金については、現金集金のため、さまざまな場面で現金を扱うことになる。安全面、教員の負担等を考えると改善が必要。
- ・副教材等の購入金額は、就学援助費の支給される金額の範囲内であると、援助受給者は負担が少なく済むので、そのようなことを踏まえて教材等の購入をしていく必要がある。
- ・学校徴収金が未納の家庭については、きちんと了解を得たうえで、支給される就学援助費を学校の口座に振り込んでもらう等してもらえると、負担軽減につながる。

4 アンケート結果と今後の課題

今回、アンケート調査を行ったことによりさまざまな課題を把握することができた。「山武地区ではほとんどの学校事務職員が就学援助事務を担当している」が、就学援助の制度や補助対象項目などの把握や理解をしている職員が多いとはいえなかった。また、制度の内容だけでなく、支給額、申請・支給方法も各市町によって異なるため、研修会の開催等、教育委員会との情報の共有や連携を密に行う必要があると感じた。

学校徴収金に関して、「就学援助受給者に対してPTA会費を免除している学校が多い」ということがわかった。しかし、個人情報保護の観点から免除できないと考えている学校もあり、対応はさまざまであった。

教材費については、60%以上の学校で就学援助の支給額が購入金額を上回っていた。しかし、今回の調査対象が「学校で徴収するもの」であったため、保護者個人で購入する制服や体操服、運動靴などは調査の範囲外であった。これらを含めると支給限度額を上回っている可能性があるため、一概には、学校徴収金が支給限度額を下回っているとはいえない。今後の調査の必要性を感じた。

校外学習費及び修学旅行費については、ほとんどの市町が実費を支給しているが、支給限度額

を設けている市町もあることがわかった。宿泊を伴わない校外活動費については、年度に1回が支給対象のため、年度内に複数回校外学習を行う学年は負担がとて大きいと感じているという意見があった。また、貸し切りバス代等は人数が少ないことにより高額になってしまうことや、支給額が実際の経費とかけ離れていることもあり、実費負担にしてほしいという意見があった。校外学習費や修学旅行費は高額になりやすいため、保護者の負担を考えて学校側での配慮も必要である。

就学援助の事務手続きに関する課題は現金を扱うことや保管方法などである。保護者の口座へ振込みを行っている市町もあるので、その市町の事務職員と情報を共有し、山武地区全体で直接保護者の口座へ振込みが行われるように関係各所へ働きかけていく必要がある。

5 おわりに

子どもたちが平等に学び、成長していくためには教育の機会を均等にする必要がある。しかし、貧困は子どもたちの未来を妨げ、将来の夢を摘んでしまうものである。子どもたちの未来を実り多いものとするためにも、就学援助制度の充実が必要不可欠である。

今回、山武地区の就学援助と学校徴収金について調査をすることにより、各市町における実態や課題などを把握することができた。また、自校の現状を見直すよい機会となったといえるであろう。

千葉県では、アンケートで触れた要保護児童生徒援助費補助金の補助対象品目のうち、体育実技用具費や通学費等について援助の対象として、支給されている地域もあれば全く支給がされていない地域もある。そして、同じ家族構成や収入状況でも市町村によって認定に差があるなど、就学援助制度について平準化がなされているとはいえない状況である。山武地区でも、各市町による地域性や財政などさまざまな要因があり平準化するのは容易なことではない。しかし、就学援助の補助対象品目や補助金額の改善等課題解決に向けて、山武支部教育予算改善プロジェクト委員会とも連携し、市町の就学援助が充実したものになるように働きかけていきたい。

困窮している家庭すべてに就学援助が行き届き、子どもたちがよりよい環境で充実した学校生活を送れるように、教育に携わる学校事務職員として豊かな学びの実現をめざしていきたいと考える。

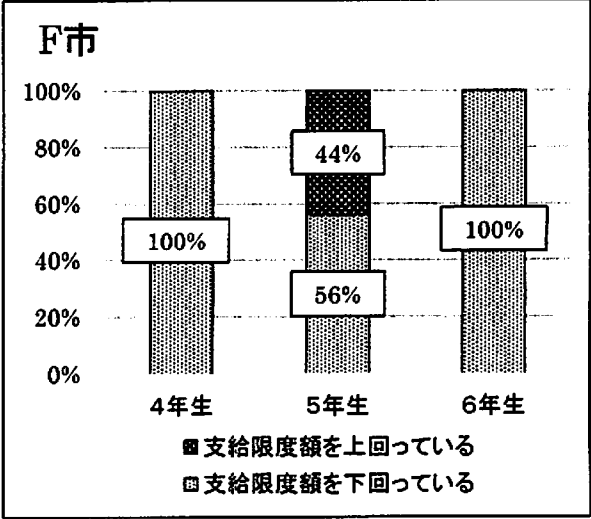
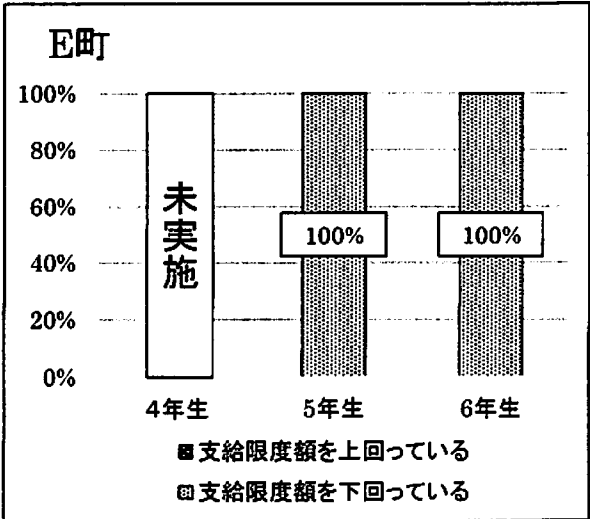
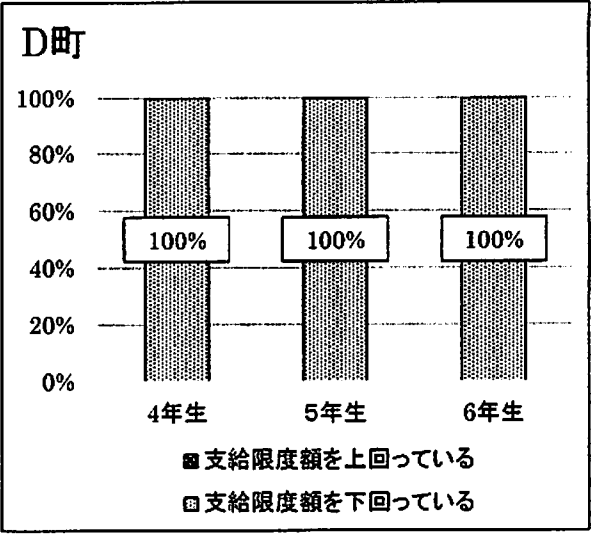
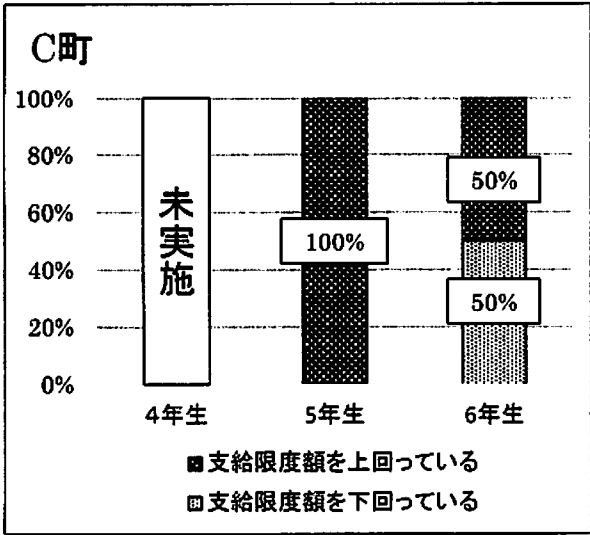
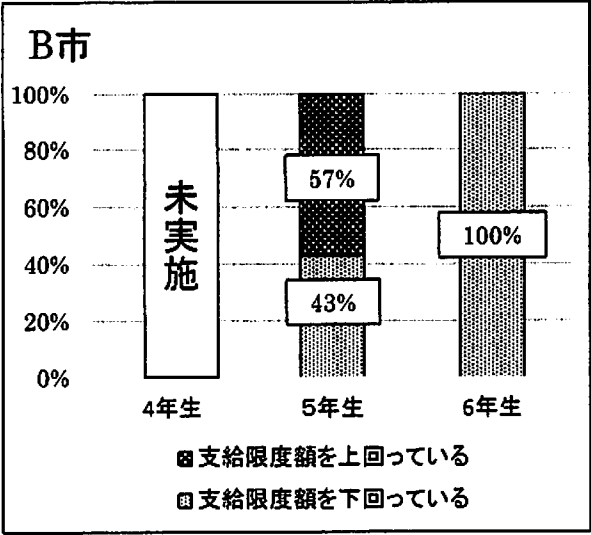
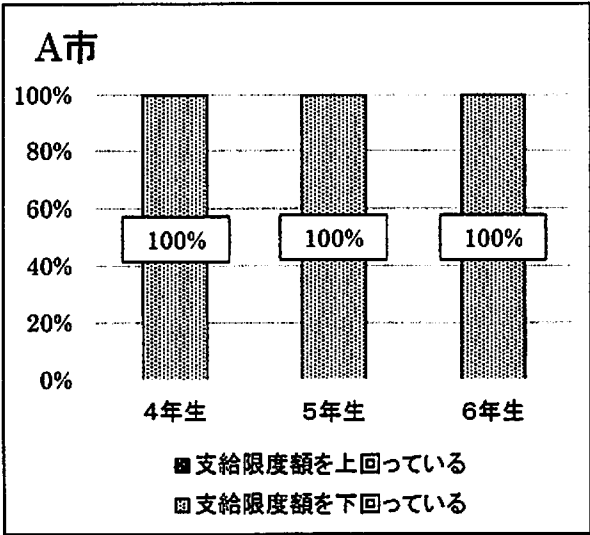
【参考・引用資料】

- ・2013 年度就学援助実施状況等調査等結果（文部科学省）
- ・千葉県子どもの貧困対策推進計画（千葉県）
- ・子どもの貧困対策に関する大綱について

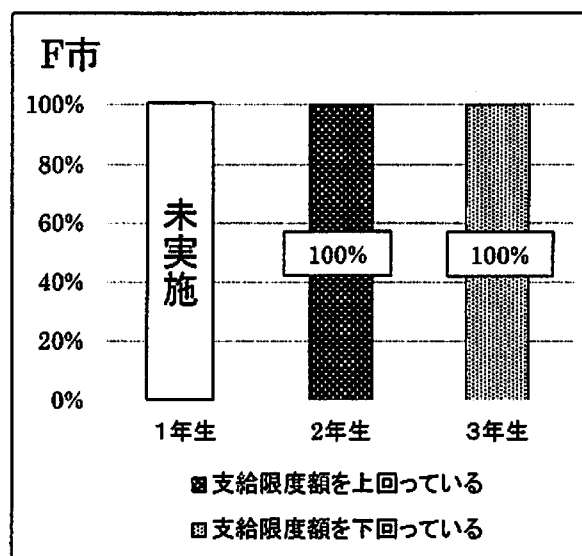
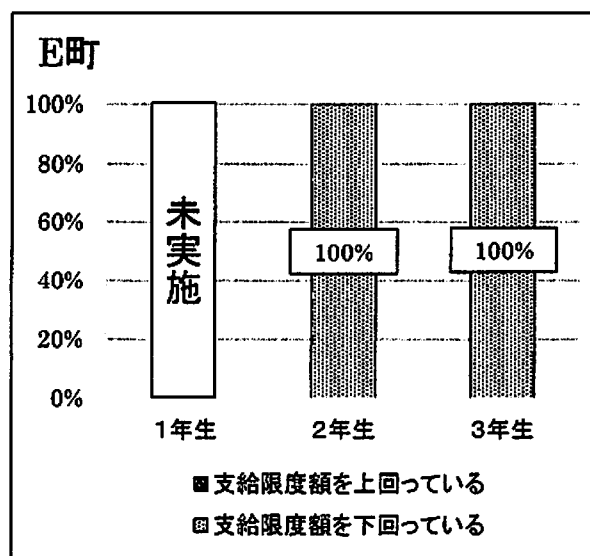
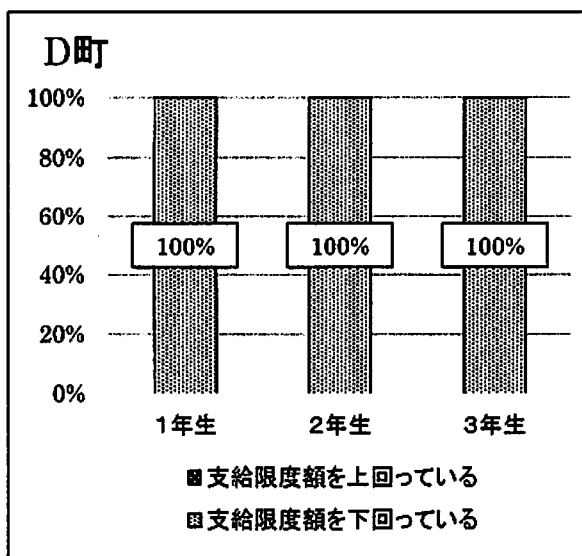
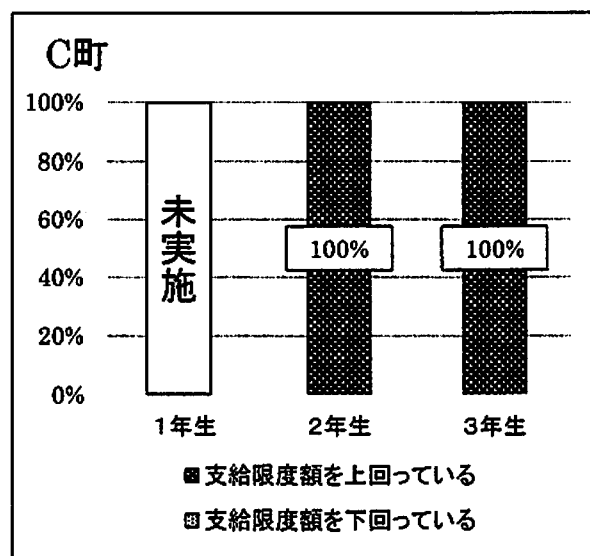
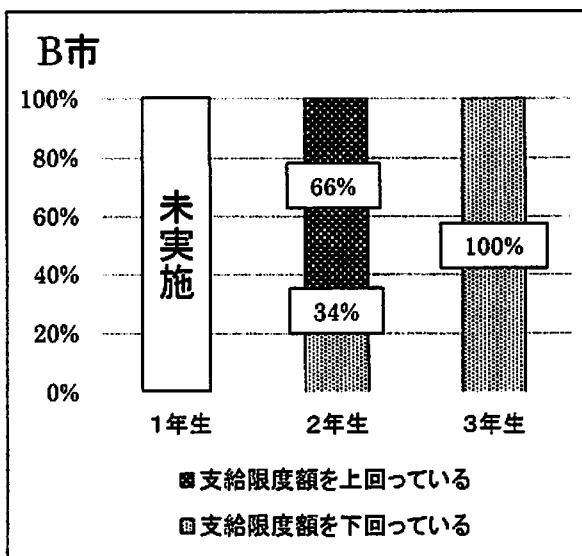
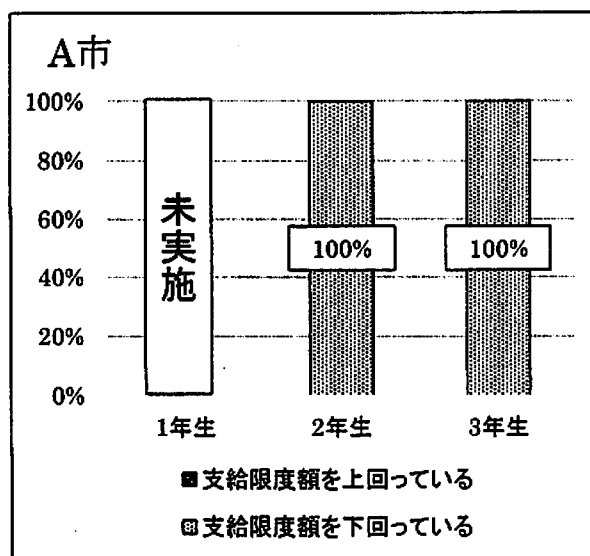
資料

2016年度の校外学習（泊あり）及び修学旅行の実施額と支給額の比較について

【小学校】

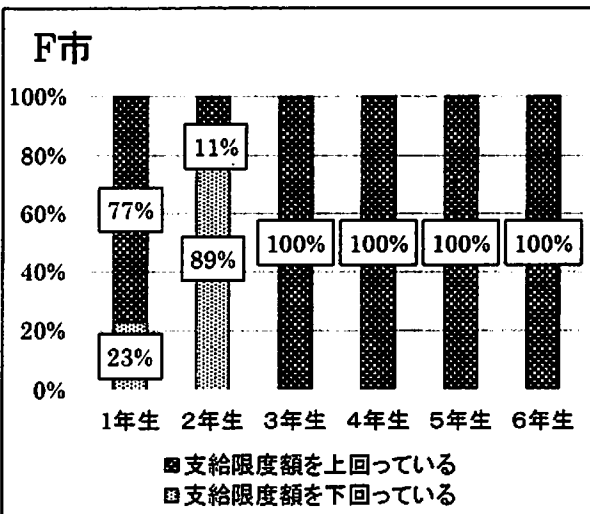
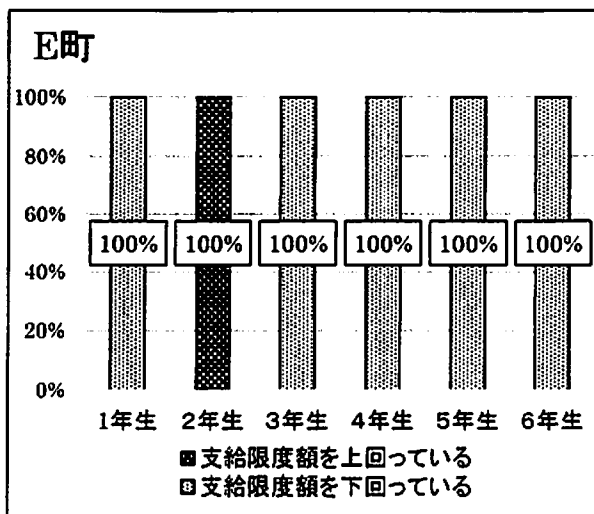
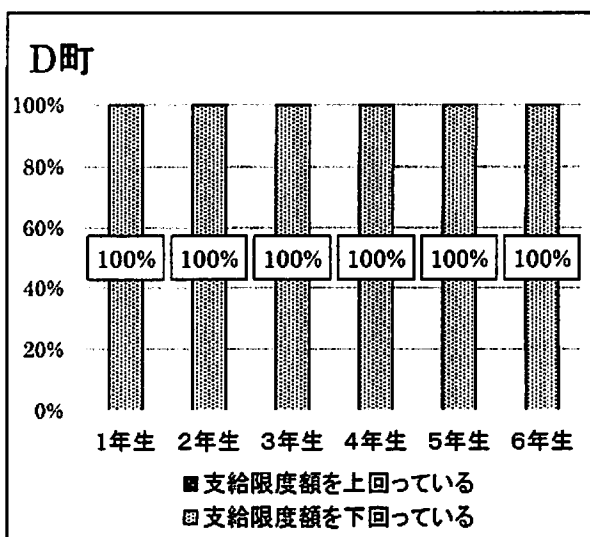
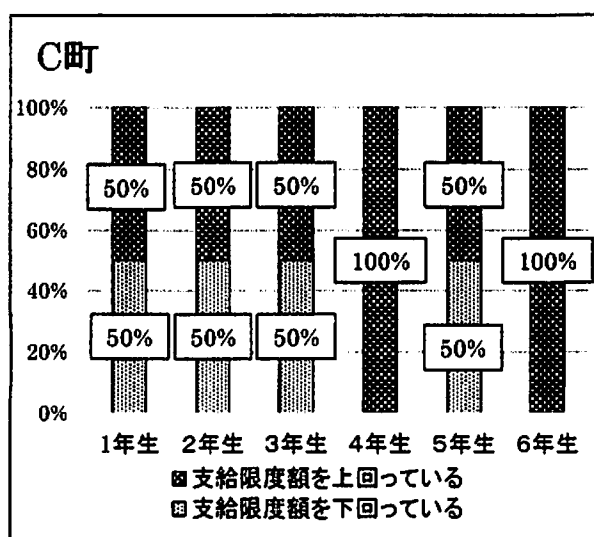
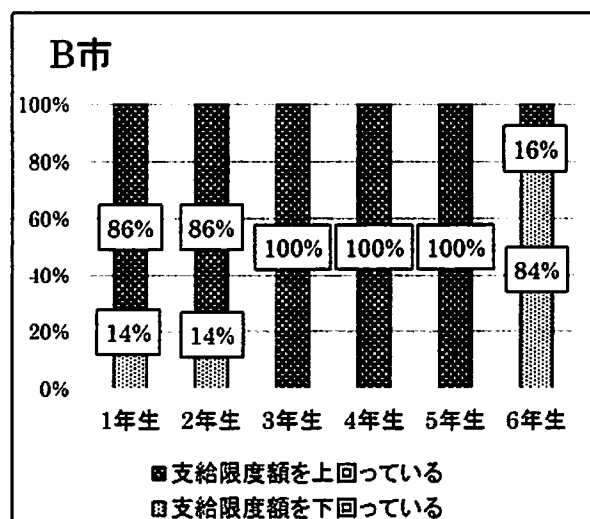
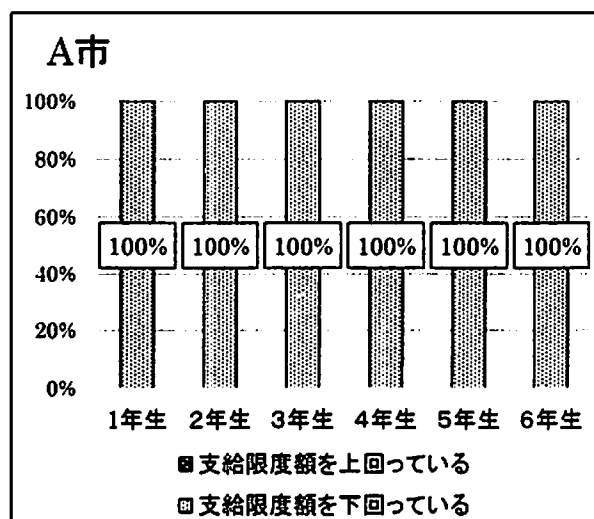


【中学校】

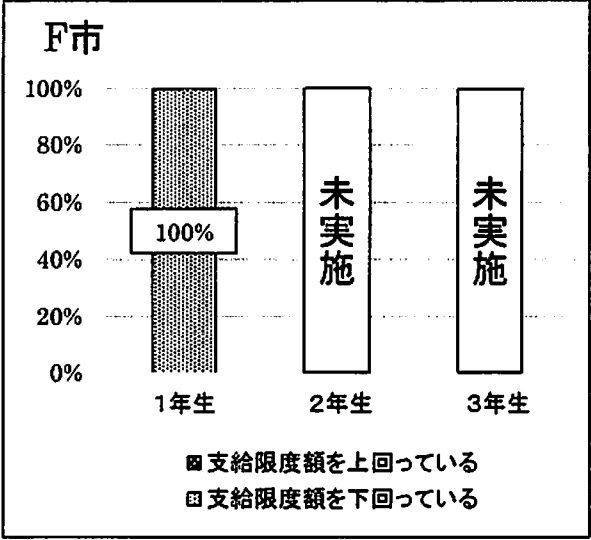
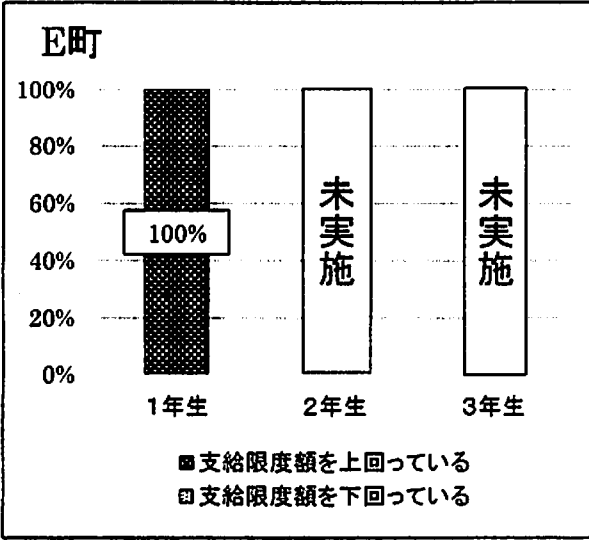
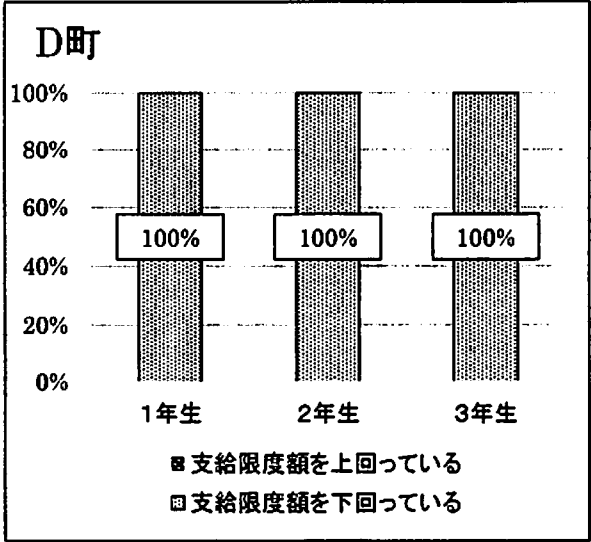
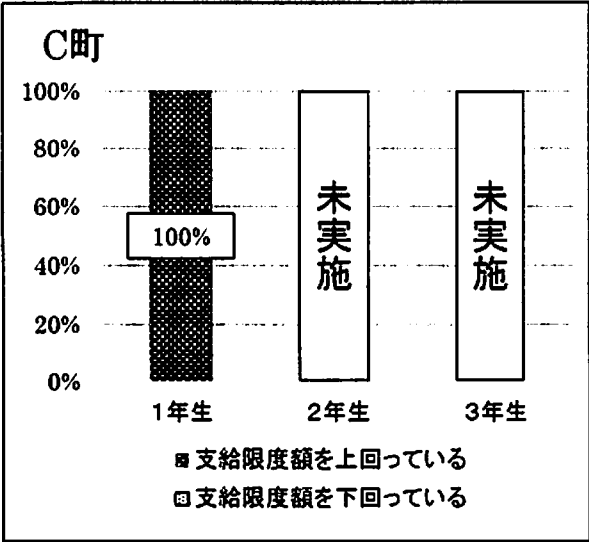
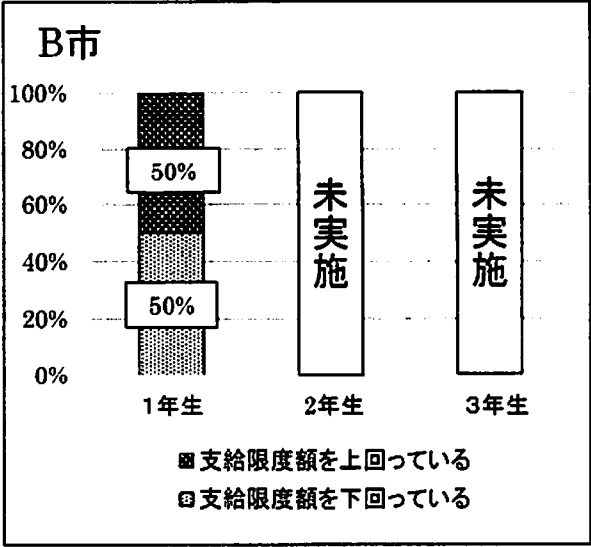
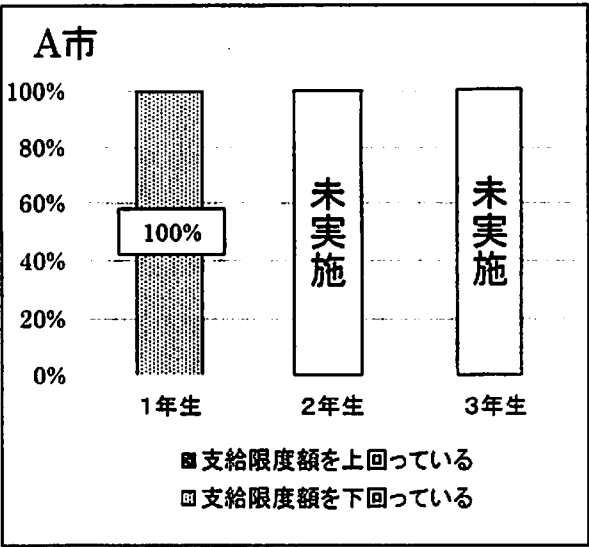


2016年度の校外学習（泊なし）の実施額と支給額の比較について

【小学校】



【中学校】



2016 各市町における準要保護児童生徒就学援助費補助金状況(小学校)

	学用品費	体育実技 用具費	新入学 児童生徒 学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費 (泊あり)	校外活動費 (泊なし)	医療費	学校給食費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
国の 定める基準	11,420	スキー 26,020	20,470	2,230	39,290	21,490	3,620	1,570			2,710	4,570	3,380
A市	11,100	なし	19,900	2～6年 2,170	なし	実費	実費	実費	実費	実費	なし	なし	なし
B市	11,420	なし	20,470	2,230	なし	実費	3,620	1,570	実費	49,500	なし	なし	なし
C町	11,420	なし	20,470	2～6年 2,230	なし	21,490	3,620	1,570	6,000	45,650	なし	なし	なし
D町	11,100	なし	19,900	2～6年 2,170	なし	実費	実費	実費	実費	実費	なし	なし	なし
E町	11,420	なし	20,470	2,230	なし	21,190	3,570	1,550	実費	実費	なし	なし	なし
F市	11,420	なし	20,470	2～6年 2,230	なし	実費	6,170	1,550	実費	実費	なし	なし	なし

2016 各市町における準要保護児童生徒就学援助費補助金状況(中学校)

	学用品費	体育実技 用具費	新入学 児童生徒 学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費 (泊あり)	校外活動費 (泊なし)	医療費	学校給食費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
国の 定める基準	22,320	スキー37,340 柔道7,510 剣道51,940	23,550	2,230	79,410	57,590	6,100	2,270			29,600	5,450	4,190
A市	21,700	なし	32,500	2～3年 2,170	なし	実費	実費	実費	実費	実費	なし	なし	なし
B市	22,320	なし	23,550	2,230	なし	実費	6,100	2,270	実費	実費	なし	なし	なし
C町	22,320	なし	23,550	2～3年 2,230	なし	57,590	30,000	2,270	6,000	54,450	なし	なし	なし
D町	21,700	なし	22,900	2,170	なし	実費	実費	実費	実費	実費	なし	なし	なし
E町	22,320	なし	23,550	2,320	なし	57,290	6,010	2,240	実費	実費	なし	なし	なし
F市	1年 22,320	なし	23,550	2～3年 2,230	なし	実費	10,290	2,240	実費	実費	なし	なし	なし

2017 各市町における準要保護児童生徒就学援助費補助金状況(小学校)

	学用品費	体育実技 用具費	新入学 児童生徒 学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費 (泊あり)	校外活動費 (泊なし)	医療費	学校給食費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
国の 定める基準	11,420	スキー 26,020	40,600	2,230	39,290	21,490	3,620	1,570			2,710	4,570	3,380
A市	11,420	なし	40,600	2～6年 2,230	なし	実費	実費	実費	実費	実費	なし	なし	なし
B市	11,420	なし	40,600	2,230	なし	実費	3,620	1,570	実費	49,500	なし	なし	なし
C町	11,420	なし	40,600	2～6年 2,230	なし	21,490	3,620	1,570	6,000	45,650	なし	なし	なし
D町	11,420	なし	40,600	2,230	なし	実費	実費	実費	実費	実費	なし	なし	なし
E町	11,420	なし	40,600	2,230	なし	21,490	3,620	1,570	実費	実費	なし	なし	なし
F市	11,420	なし	40,600	2,230	なし	実費	6,170	1,570	実費	実費	なし	なし	なし

2017 各市町における準要保護児童生徒就学援助費補助金状況(中学校)

	学用品費	体育実技 用具費	新入学 児童生徒 学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費 (泊あり)	校外活動費 (泊なし)	医療費	学校給食費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
国の 定める基準	22,320	スキー37,340 柔道7,510 剣道51,940	47,400	2,230	79,410	57,590	6,100	2,270			29,600	5,450	4,190
A市	22,320	なし	47,400	2～3年 2,230	なし	実費	実費	実費	実費	実費	なし	なし	なし
B市	22,320	なし	47,400	2,230	なし	実費	6,100	2,270	実費	57,200	なし	なし	なし
C町	22,320	なし	47,400	2,230	なし	57,590	30,000	2,270	6,000	54,450	なし	なし	なし
D町	22,320	なし	47,400	2,230	なし	実費	実費	実費	実費	実費	なし	なし	なし
E町	22,320	なし	47,400	2,230	なし	57,590	6,100	2,270	実費	実費	なし	なし	なし
F市	22,320	なし	47,400	2,230	なし	実費	10,290	2,270	実費	実費	なし	なし	なし

28文科初第1707号
平成29年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 誠

平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について（通知）

就学援助については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、市町村において適切に実施されなければならないこととされていますが、市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対しては、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「要保護児童生徒援助費補助金」によりその経費の一部を補助しております。

今般成立した平成29年度予算においては、「新入学児童生徒学用品費等」をはじめ、別添1のとおり予算単価等の一部見直しを行いました。

また、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校等だけでなく、小学校等についても、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」を国庫補助対象にできるよう「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」（昭和62年5月1日文部大臣裁定）の一部を別添2のとおり改正しました。

各都道府県教育委員会におかれましては、市町村において、上記見直し等の趣旨を踏まえ、援助が必要な児童生徒等の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されるよう市町村教育委員会に周知いただきますようお願いいたします。

なお、学校教育法第19条の趣旨を踏まえ、公立学校のみならず、国立学校や私立学校に通う児童生徒等に対する就学援助の実施についても適切に御対応いただくよう改めて市町村教育委員会に対して御指導よろしくお願い申し上げます。

（別添）

1. 要保護児童生徒援助費補助金の予算単価・標準単価・国庫補助限度単価
2. 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

平成29年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）
予算単価及び国庫補助限度単価

別添1

区 分	平成29年度予算		参考：平成28年度予算	
	予算単価 (円)	国庫補助 限度単価 (円)	予算単価	国庫補助 限度単価 (円)
1 学用品費				
小	11,420	5,710	11,420	5,710
中	22,320	11,160	22,320	11,160
2 通学用品費（第1学年を除く）				
小	2,230	1,115	2,230	1,115
中	2,230	1,115	2,230	1,115
3 校外活動費				
(1) 宿泊を伴わないもの				
小	1,570	785	1,570	785
中	2,270	1,135	2,270	1,135
(2) 宿泊を伴うもの				
小	3,620	1,810	3,620	1,810
中	6,100	3,050	6,100	3,050
4 体育実技用具費				
小 スキー	26,020	13,010	26,020	13,010
中 柔 道	7,510	3,755	7,510	3,755
剣 道	51,940	25,970	51,940	25,970
スキー	37,340	18,670	37,340	18,670
5 新入学児童生徒学用品費等				
小	40,600	20,300	20,470	10,235
中	47,400	23,700	23,550	11,775
6 修学旅行費				
小	21,490	※1	21,490	※1
中	57,590	※1	57,590	※1
7 通学費				
小	39,290	※2	39,290	※2
中	79,410	※2	79,410	※2
8 クラブ活動費				
小	2,710	1,355	2,710	1,355
中	29,600	14,800	29,600	14,800
9 生徒会費				
小	4,570	2,285	4,570	2,285
中	5,450	2,725	5,450	2,725
10 PTA会費				
小	3,380	1,690	3,380	1,690
中	4,190	2,095	4,190	2,095

※ 色付きセルが変更箇所である。

※1 修学旅行費については、市町村が支給した修学旅行費における児童生徒一人あたりの平均支給額の2分の1の額が、国庫補助限度単価である。

※2 通学費については、市町村が支給した通学費の2分の1の額が国庫補助限度単価である。